一般社団法人大学コンソーシアム沖縄個人情報保護規程

令和元年６月１８日
制　　定

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）が定める個人情報の保護に関する基本方針に従い、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適性かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

２　特定個人情報の取扱いに関しては、代表理事が別に定める。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に定めるところによる。

（本法人の責務）

第３条　本法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の適正な取扱いを確保するものとする。

第２章　個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定）

第４条　個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

２　利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

３　利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

（利用目的外の利用の制限）

第５条　あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

２　合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじ

め本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1)　法令に基づく場合

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

４　前項の規定に該当して利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第３章　個人情報の取得の制限等

（取得の制限）

第６条　個人情報を取得するときは、利用目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行うものとする。

２　思想、信条及び宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

３　原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　本人の同意がある場合

(2)　法令に基づく場合

(3)　人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4)　所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができない場合

(5)　相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその事業の目的を達成することができないと認められる場合

４　前項第３号、４号又は第５号の規定に該当した場合に、本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第７条　個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面

に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3　前２項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1)　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2)　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3)　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第４章　個人データの適正管理

（個人データの適正管理）

第８条　利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

２　個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

３　個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

４　利用する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに消去するものとする。

５　個人情報の取扱いの全部又は一部を本法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第５章　個人データの第三者提供

（個人データの第三者提供）

第９条　個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

(1)　法令に基づく場合

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

２　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)　本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2)　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

３　前項第２号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第６章　保有個人データの開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去

（保有個人データの開示等）

第１０条　本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示の請求があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

２　開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

３　保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

（保有個人データの訂正等）

第１１条　本人から、書面又は口頭により、当該本人が識別される保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

２　前項の規定に基づき保有個人データの訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第１２条　本人から、書面又は口頭により、当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求があった場合において、法第１６条の規定に違反して取り扱われているとき又は法第１７条の規定に違反して取得されたものであるときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　本人から、書面又は口頭により、当該本人が識別される保有個人データの第三者への提供の停止の請求があった場合において、第９条第１項の規定又は法第２４条の規定に違反して第三者に提供されているときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であり、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　第１項の規定に基づき保有個人データの利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき保有個人データの第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

第７章　組織及び体制

（個人情報保護管理者）

第１３条　本法人に、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を置き、本法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

２　個人情報保護管理者は、事務局長とする。

３　事務局長は、代表理事の指示及びこの規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

４　事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

５　事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部について各事業を分掌する従業者に委任することができる。

（苦情対応）

第１４条　個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

２　苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。

３　事務局長は、苦情対応の業務をあらかじめ指定する従業者に行わせるものとする。この場合においては、その業務内容を明確にするものとする。

（従業者の義務等）

第１５条　本法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　この規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

３　個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく代表理事に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第８章　雑　則

（補則）

第１６条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第１７条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和元年 6 月 18 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。